

技術者に関する特記仕様書

※本仕様書では建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の職務を補佐する者を監理技術者補佐という。

本工事の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下、監理技術者等という。）について、以下のとおり取り扱うこととする。

1 技術者の専任について

- (1) 主任技術者又は監理技術者は、本工事の請負金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に規定する金額以上の場合、本工事に専任すること。ただし、「2 専任の技術者の兼務について」の要件を満たし、兼務を認められた場合は他工事と兼務できる。
- (2) 専任で配置した技術者は契約日以降（別に定めがある場合を除く）において他工事の技術者と重複しないこと。

2 専任の技術者の兼務について

建設業法等の法令や監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号）より、以下のとおり取り扱う。ただし、低入札価格調査制度を適用する請負契約で、調査基準価格未満の金額での契約については兼務を認めない。

なお、専任の技術者の兼務を希望する場合は、事前に発注者と調整すること。

- (1) 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号（以下、専任特例 1 号という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者
 - ア 以下の（ア）から（キ）の要件を全て満たす場合は本工事を含め 2 件まで主任技術者又は監理技術者の兼務を認める。
 - (ア) 当該工事の請負金額が建設業法施行令第 28 条で規定する金額未満であること。
 - (イ) 当該工事と兼務する工事の現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間がおおむね 2 時間以内であること。
 - (ウ) 下請次数が 3 を超えていないこと。
 - (エ) 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者）を当該工事に置いていること。
 - (オ) 主任技術者又は監理技術者が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
 - (カ) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くと共に営業所で保存すること。
 - (キ) 主任技術者又は監理技術者が工事現場以外の場所から現場状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信が可能な環境が確保されていること。
 - イ 本工事の主任技術者又は監理技術者が兼務することとなる場合、前項（ア）から（キ）の事項について書類等により発注者の確認を受けること。

※専任特例 1号の運用の詳細や留意事項は、監理技術者制度運用マニュアルを参照すること。

(2) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（以下、専任特例 2 号という。）の適用を受ける監理技術者

ア 以下の（ア）から（ク）の要件を全て満たす場合は本工事を含め 2 件まで監理技術者の兼務を認める。なお、専任特例 2 号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならないことに留意すること。

（ア）監理技術者補佐を専任で配置すること。

（イ）監理技術者補佐は、当該工事に係る主任技術者の要件を満たす者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補、当該工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）又は当該工事に係る監理技術者の資格を有する者であること。ただし、当該工事が機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は監理技術者の資格を有するものに限る。

※公告文等において資格を限定している場合は公告文等の記載によること。

（ウ）監理技術者補佐は、入札参加資格確認申請書の提出日（指名競争にあっては入札の執行日、随意契約にあっては見積書の提出日）以前に所属建設業者と 3 か月以上の雇用関係を有すること。

（エ）監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が本工事と同一の地域振興局管内^{*}の工事であること。

（オ）監理技術者が施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

（カ）監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（キ）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（ク）兼務する工事が他機関の発注である場合、当該発注機関が兼務を認めていること。

イ 本工事の主任技術者又は監理技術者が兼務することとなる場合、前項（ア）から（ク）の事項について書類等により発注者の確認を受けること。

ウ 本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

※地域振興局管内とは、村上、新発田、新潟、三条、長岡、魚沼、南魚沼、十日町、柏崎、上越、糸魚川、佐渡の12地域振興局の各管内のことである。各地域振興局の所管区域は、新潟県行政組織規則第10条に規定する所管区域を参照。

行政組織規則第10条に定める地域振興局の所管区域

名称	所管区域
村上地域振興局	村上市 岩船郡
新発田地域振興局	新発田市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡
新潟地域振興局	新潟市 五泉市 東蒲原郡
三条地域振興局	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
長岡地域振興局	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡
魚沼地域振興局	魚沼市
南魚沼地域振興局	南魚沼市 南魚沼郡
十日町地域振興局	十日町市 中魚沼郡
柏崎地域振興局	柏崎市 刈羽郡
上越地域振興局	上越市 妙高市
糸魚川地域振興局	糸魚川市
佐渡地域振興局	佐渡市

(3) 建設業法施行令第27条第2項に該当する場合

以下のアからウの要件を全て満たし、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は本工事を含め原則2件程度まで同一の専任の主任技術者の兼務を認める。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含む）であること。

イ 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所にあり、同一の建設業者が施工すること。

ウ 兼務する工事が他機関の発注である場合、当該発注機関が兼務を認めていること。

(4) 複数の工事を1つの工事として管理する場合

同一の建設業者と締結する契約、かつ、工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であり、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合は、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

3 専任を要しない期間について

元請の監理技術者等の専任を要しない期間は、以下のとおりである。ただし、当該期間に専任をしない場合は、具体的な期間について、予め特記仕様書等に明記されている場合を除き、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打ち合わせ簿に定めること。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を

全面的に一時中止している期間

- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

4 途中交代について

監理技術者等の途中交代は、以下にあてはまる場合等で発注者がやむを得ないと認め、同等以上の技術力を有する技術者との交代により、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは認めない。

- (1) 技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- (2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- (4) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置（別紙）の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1 常駐を免除することができる期間について（現場代理人が、本工事と本工事以外の工事を兼任している期間中は、この緩和措置は適用しない。）

現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおり（ただし、現場代理人が本工事と本工事以外の工事を兼任している期間は、以下の期間であっても常駐を免除しない。）

常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

（ア）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（イ）建設工事請負基準約款第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

（ウ）スクレーパ回転機構部、コーナースクレーパの工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

（エ）現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書

本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行対象案件である。

試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。

試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1356857978573.html>)

ただし、快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、本特記仕様書の対象外とすることができる。

遠隔臨場に関する特記仕様書

1. 建設現場における遠隔臨場の試行

建設現場における遠隔臨場の試行は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員、検査職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」と「臨時検査」の遠隔臨場を行うものである。

なお、遠隔臨場の試行は、受注者の意向が得られた場合に実施するものとし、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種、確認項目を選定することとする。

3. 試行内容

(1) 段階確認・材料確認・立会、臨時検査での確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声 Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」と「臨時検査」を行うものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

(2) 機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとするが、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等を使用することもできるので、詳細については、監督員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(4) 効果の検証

受注者は、遠隔臨場の効果の検証及び課題の抽出を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

(5) 費用

遠隔臨場の試行を実施するにあたり必要とする費用については、技術管理費率に含むものとする。

(6) 不正行為

受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。